

鳴門市物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請について

鳴門市が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約に参加を希望される方は、下記により申請してください。

1 物品等競争入札及び随意契約参加資格審査申請書等の提出について

この申請手続は、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成22年度以降鳴門市が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約に参加する資格の審査をするものです。

なお、提出された書類は場合により情報公開の対象となりますのでご了承ください。

2 申請が必要な方

鳴門市が行う物品の購入等の契約に係る競争入札及び随意契約に参加を希望する者。

なお、次のいずれかに該当する者は申請できません。

- ①民法第19条第1項に規定する制限能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）
- ②破産者で復権を得ない者

3 申請受付期間

受付期間：令和4年10月3日から令和6年6月28日（閉庁日を除く）

受付時間：9時から17時まで（12時から13時までを除く）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合、3ヶ月ごとの締切日必着）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、できるだけ郵送での提出をお願いします。

4 提出・問い合わせ先

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所 企画総務部 総務課 契約検査室 契約監理担当

電話：088-684-1161

5 資格の有効期限

令和4年10月から12月まで受付・審査分→令和5年1月1日から令和6年9月30日まで
（以降、3ヶ月ごとの受付・審査分の有効期間は、上記の期間の残存期間となります）

6 物品等競争入札及び随意契約参加資格審査申請書等の作成要領について

申請に当たって、別紙『鳴門市物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請書等の作成要領』を、最初にお読みください。

7 提出書類等

『提出書類等一覧表』の順番に並べホッチキス等で止め、提出してください。

8 メール配信サービスへの登録

最新の入札情報や、事業者登録更新手続きについてのお知らせを、携帯電話やパソコンのメールで受け取れる便利なサービスを提供しております。ご担当者の方は必ず登録してください。

（途中で担当者が変更になった場合は、必ず引継ぎをお願いいたします）

右のQRコードまたは登録用ページからご登録いただけます。

詳しい登録方法は鳴門市公式ウェブサイト「事業者の方へ」

→「入札情報」→「物品購入等入札」にてご確認ください。

登録用ページ <http://www2.city.naruto.tokushima.jp/m/minf/top.php>



【提出書類等一覧表】

- ・「○」は必須。「△」は必要な場合のみ提出。
- ・各種証明書類は、申請日より3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

		競争入札申請		小規模契約申請	
		法人	個人	法人	個人
1	物品等競争入札及び随意契約参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○	○	○
2	営業種目区分表	○	○	○	○
3	経歴書（様式第2号）	○	○		
4	印鑑証明書（写し可）	○	○	○	○
5	登記事項証明書（写し可）	○		○	
6	身分証明書（写し可） ※申請者について市町村長が証明する書面 ※ <u>運転免許証、健康保険証等のコピー不可</u>		○		○
7	貸借対照表・損益計算書（写し可） ※申請日の <u>直前2年の各事業年度</u> に関するもの	○	○		
8	鳴門市税の納税状況調査同意書または納税証明書 ・ <u>鳴門市税の納税状況調査同意書を提出する者</u> (1)鳴門市内の本店を登録する者 (2)鳴門市内にある支店・営業所等に権限を委任し登録する者 ・ <u>納税証明書(提出日の直近1年分、写し可)を提出する者</u> 上記(1)(2)以外の者 法人：法人市区町村民税および法人の固定資産税 個人：市区町村民税および固定資産税 ※鳴門市外の本店を登録する場合は、本店の納税証明書を提出 ※鳴門市外の支店・営業所等に権限を委任し登録する場合は、 <u>委任先の市区町村で発行される納税証明書を提出</u>	○	○	○	○
9	使用印鑑届（様式第3号） (1)「届出者」欄：営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入すること (2)「使用印鑑」欄：市と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印すること ※ <u>社印(会社名のみ刻印されているもの)は不可</u>	○	○		
10	鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書	○	○	○	○
11	委任状（様式第4号） ※市と契約の締結等につき支店、営業所等に属するものを代理人に選任する場合には必ず提出	△	△	△	△